

## II 生徒募集に関するQ & A

※以下の「小学校」には、義務教育学校等を含みます。

### Q 1 出願の時に必要なものは何ですか。

A 1 次のものがが必要です。

- (1) 入学願書（茨城県収入証紙 2,200 円 [2,000 円 1 枚、200 円 1 枚] を所定の欄に貼る。）
- (2) 写真票（写真を貼る。※A 2 の（2）の②参照）
- (3) 受検票（写真を貼る。※A 2 の（3）の②参照）
- (4) 志願理由書（志願理由は、志願者本人が自筆（鉛筆書きも可）で記入する。）
- (5) 調査書（志願者の在籍する小学校が作成し、折りたたんで長形 3 号の封筒に厳封。）
- (6) 受検票送付用封筒（あて先記入、460 円分の切手を貼る。）
- (7) 選抜結果通知用封筒（あて先記入、720 円分の切手を貼る。）
- (8) 出願用封筒（実施要項及び（1）～（7）が入っていた封筒）

出願に際しては、上記（1）～（7）の書類を（8）出願用封筒に入れて、郵便局の窓口を持参し、受付日に必着するよう簡易書留の配達日指定郵便で郵送してください。期日の指定は届けたい日の 3 日前までにしなければならないので、注意してください。（6）～（8）の封筒の表には必要事項を記入しておいてください。

なお、出願は、小学校ではなく各志願者（保護者）が行ってください。

### Q 2 出願書類の書き方等について教えてください。

A 2

- (1) 入学願書（p. 22 の [入学願書記入例] も参照してください。）
  - ① 黒又は青のインク（ボールペン可）を使用し、楷書で書いてください。
  - ② 保護者の方が記入してください。
  - ③ 現住所欄は、郡・市名から（アパート名なども含め）住民票の記載どおりに記入してください。なお、県外からの転居予定者は、転居予定先の住所を記入してください。
  - ④ 保護者の現住所が志願者の現住所と同一の場合は、「志願者の欄に同じ」の□の中に✓を記入してください。「電話①」「電話②」欄には、欠員補充を行う際の意志確認でも使用するため、保護者に日中確実に連絡が取れる電話番号を 1 つ又は 2 つ記入してください。
  - ⑤ 出身校名は「◇◇◇立△△小学校」のように、◇◇◇（＝市町村等）立から書いてください。（以下、出身校名記入欄は同様です。）

※ 公立小学校のうち小中一貫教育を行う学校としての名称がある場合でも、設置条例で定められている名称（例：◎◎市立▲▲小学校又は□□市立◆◆義務教育学校）で記入してください。
  - ⑥ 誤記を訂正する場合は、誤りの部分に 2 本の線（＝）を引き、正しく書き直してください。（訂正印不要）
  - ⑦ 茨城県収入証紙は、消印しないでください。また、2,000 円 1 枚、200 円

1枚の2枚を所定の欄に貼ってください。

(収入印紙と間違えないようご注意ください。)

(2) 写真票

- ① 氏名(ふりがな)欄、出身校名欄のみ書いてください。
- ② 出願前3ヶ月以内に撮影した志願者本人の正面上半身無帽の写真(横3cm、縦4cm)を所定の欄に貼ってください。(背景は、無地になるよう撮影)カラー・白黒を問いません。スピード写真でもかまいません。また、写真がはがれた場合に備えて、**写真の裏に志願者本人の氏名**を書いておいてください。

(3) 受検票

- ① 氏名(性別、生年月日)欄、出身校名欄、志願先欄のみ書いてください。
- ② 写真は、写真票に貼ったものと同じものを所定の欄に貼ってください。写真がはがれた場合に備えて、**写真の裏に志願者本人の氏名**を書いておいてください。
- ③ 志願先欄の校印は、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校で押印します。

(4) 志願理由書

- ① 志願者本人記入欄は、志願者本人が自筆で記入してください。黒色のペン又は黒鉛筆で、はっきりと書いてください。
- ② 志願理由は、10行の枠の中に入るように書いてください。

(5) 調査書

- ① 志願者が在学している小学校が作成しますので、この実施要項に添付している調査書用紙(様式第3号)を小学校の担任の先生に渡して、作成をお願いしてください。作成には、2週間程度かかるので、小学校には原則として11月18日(金)までに依頼してください。  
[調査書は、茨城県教育委員会のホームページ※からダウンロードしてパソコンで作成することもできます。] ※<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/>  
なお、調査書は令和4年10月末現在で作成してもらうことにしています。
- ② 担任の先生から調査書を受け取る際は、長形3号の封筒に**厳封**されているか確認してください。開封された調査書は無効となりますので、**注意**してください。

(6) 受検票送付用封筒

この実施要項と共に配布した封筒を使い、郵便番号、住所、志願者氏名を記入のうえ、460円分の切手を貼ってください。

(7) 選抜結果通知用封筒

この実施要項と共に配布した封筒を使い、郵便番号、住所、志願者氏名を記入のうえ、720円分の切手を貼ってください。

(8) 出願用封筒

この封筒は必ず郵便局の窓口に持参し、簡易書留の配達日指定郵便で郵送してください。

**Q 3** 他の中高一貫教育校との併願はできますか。

**A 3** 県内・県外を問わず、他の公立の併設型中高一貫教育校の中学校又は中等教育学校との併願はできません。

**Q 4 茨城県収入証紙は、どこで買うことができますか。**

A 4 自動車学校や警察署など、県が指定した場所（売店や団体など）で購入できます。詳しくは、茨城県会計事務局会計管理課のホームページ※の茨城県収入証紙購入場所一覧をご覧ください。

※<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>

また、茨城県庁内の下記①②の売店で、郵送による販売をしていますので直接電話でお問い合わせください。

- ① 茨城県生活協同組合・県庁売店（行政棟 2 階）  
水戸市笠原町 978-6 電話 029-301-6160

【参考】郵送での購入方法 [http://www.fureai-iks.com/b\\_baiten.html](http://www.fureai-iks.com/b_baiten.html)

- ② 高橋売店（行政棟 1 階）  
水戸市笠原町 978-6 電話 029-301-6180

**Q 5 県外（海外を含む）からの出願の手続はどうすればよいですか。**

A 5 出願時に県外に居住していても、入学する日までに保護者とともに茨城県内に転入することが証明される場合は、志願することができます。

**(1) 申請手続**

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に**事前電話連絡の上**、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」（様式第 5 号）及び「転入先の住居を証明する書類」（\*注）を、**出願用封筒に同封して提出**してください。

**(\*注) 転入先の住居を証明する書類**

- ①すでに持家がある場合

家屋の「登記簿謄本」の写し、「登記簿抄本」の写し又は「登記事項証明書」の写し

- ②新築完成予定の場合

「建築確認済証」の写し又は「工事請負契約書」の写し

- ③新築完了の場合

「検査済証」（市町村役場）の写し

- ④買取りの場合

「売買契約書」の写し

- ⑤賃借の場合

「不動産賃貸借契約書」等の写し

- ⑥社宅等の場合

会社（管理責任者等）が証明したものの写し

※ 写しによる証明書の提出に当たっては、照合のために原本を小学校長に提示する。

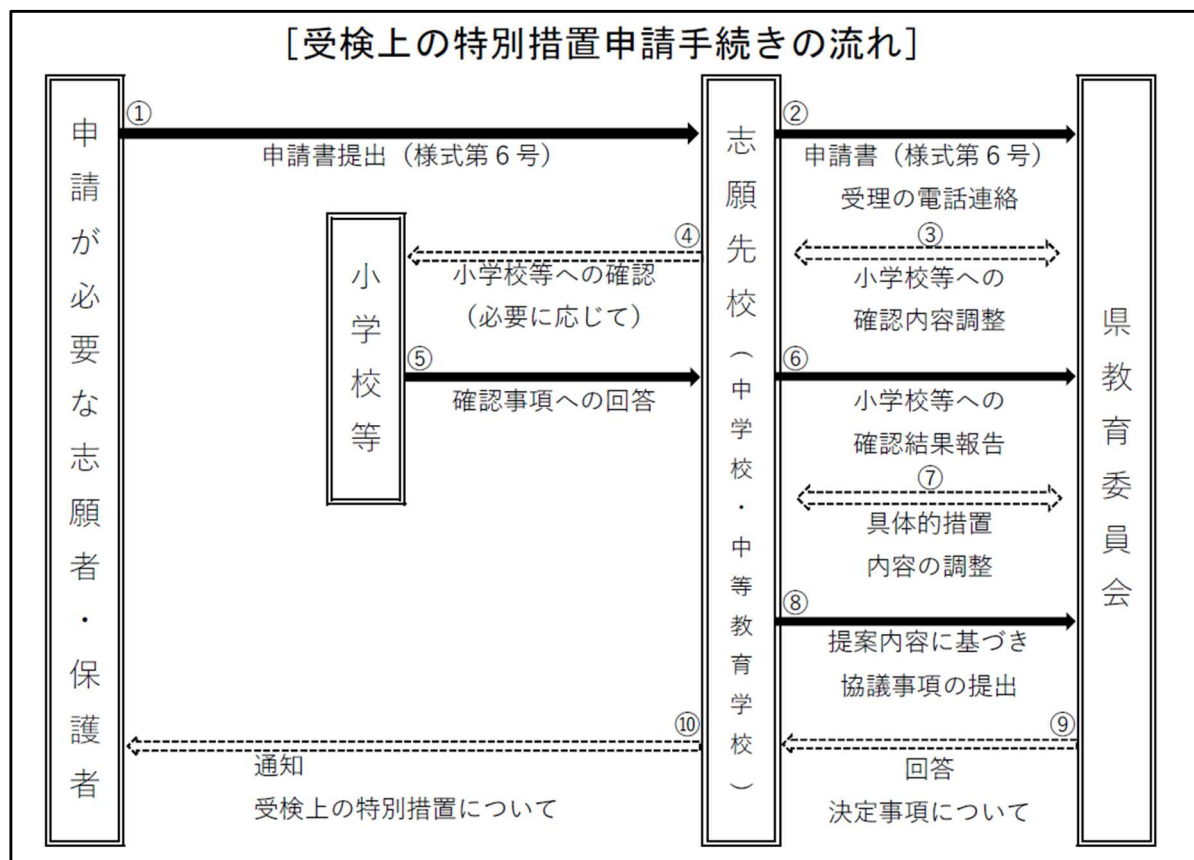
※ 住民票を転入先の住居を証明する書類とすることはできない。

出願書類等と同封して、出願受付日に必着するよう簡易書留の配達日指定郵便で郵送してください。

**Q 6 身体に障害がある等の場合は、検査にあたって配慮はありますか。**

A 6 障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置を必要とする

志願者の保護者は、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に電話連絡の上、その指示に従って「受検上の特別措置申請書」（様式第6号）を原則として令和4年8月1日（月）から令和4年11月18日（金）までに志願先の県立中学校又は県立中等教育学校の校長に提出してください。



**Q 7** 検査当日に会場へ持っていくもので注意する点は何ですか。

**A 7**

(1) 検査当日に必要なもの

- ・ 受検票
- ・ HB、B又は2Bの黒鉛筆（シャープペンシルも可）
- ・ 消しゴム
- ・ 上履き
- ・ 昼食（保護者が途中で渡すことはできませんので、朝のうちに本人に必ず持たせてください。）

(2) 検査室に持ち込んでよいもの

- ・ 三角定規一組
- ・ 鉛筆削り（小型のもの）

(3) 検査室内に持ち込めないものの例

- ・ 筆入れ
- ・ 下敷き（下敷きのいらぬ机を用品です。）
- ・ 時計  
（時計機能だけの腕時計なども持ち込めません。  
なお、時間の目安として検査室に時計を設置します。）

- ・携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチなどの通信機器
- ※ 検査の公正を乱すおそれのあるものは持ち込まないよう、ご協力のほどよろしくをお願いします。

**Q 8 選抜結果はどのようにしてわかりますか。**

**A 8** 令和5年1月18日（水）午前9時に、インターネットを利用して志願先の県立中学校又は県立中等教育学校が合格者の受検番号を発表します。閲覧方法については、令和5年1月7日（土）適性検査終了後に、受検者本人に通知します。

また、発表後速やかに、志願者本人あてに「選抜結果通知書」（様式第7号）を送付します。その際、選抜検査の適性検査の得点も通知します。併せて、適性検査の「解答用紙の写し」も、同封します。当日到着する場合と、翌日以降になる場合があります。

**Q 9 合格した場合、どのような手続が必要ですか。**

**A 9** 合格者の保護者は、「入学確約書」（様式第8号）を入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校の校長に、令和5年1月20日（金）又は1月23日（月）の午前9時から午後4時までの間に提出してください。「入学確約書」は、合格者の「選抜結果通知書」に同封されています。

「入学確約書」の提出は、持参を原則としますが、郵送も可能です。郵送の場合は、事前に入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校に電話連絡をした上で、簡易書留で郵送してください。令和5年1月23日（月）の期限必着とします。その際、「入学予定者証明書」を交付するための返信用封筒（角形2号の封筒に郵便番号、住所、志願者の氏名を記入し、切手440円分を貼ったもの）を同封してください。

なお、この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなします。

**Q 10 入学予定者の手続は具体的にどのようにするのですか。**

**A 10** 入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校の校長が、「入学確約書」の提出を受けた後、すぐに「入学予定者証明書」（様式第9号及び様式第10号）を交付します。

在籍する小学校の担任の先生を通して、校長先生に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書（小学校提出用）」（様式第9号）を添えて届け出てください。

また、小学校への提出後、速やかに、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を、「入学予定者証明書（市町村教育委員会提出用）」（様式第10号）を添えて届け出てください。

**Q 11 保護者の転勤等の理由で入学を辞退する場合、どのようにすればよいですか。**

**A 11** 「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めませんが、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、速やかに「入学辞退届」（様式第11号）を入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校の校長に提出することになりますので、事前に入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校に電話連絡してください。その際に、手続の仕方等について、説明いたします。

**Q12 欠員の補充はありますか。また、手続はどうなりますか。**

**A12** 合格者の発表以後に入学辞退者が生じた場合、県立中学校長又は県立中等教育学校長が、速やかに補欠合格者を決定して入学の意志を確認し、入学予定者の欠員の補充を行います。

入学の意志の確認は、原則として令和5年1月24日（火）及び1月25日（水）に行います。はじめに入学願書記載「電話①」に、つながらない場合には「電話②」に連絡し、募集定員に達するまで、順次入学予定者を決定していきます。

またその際に、その後の手続の仕方等についても、説明いたします。